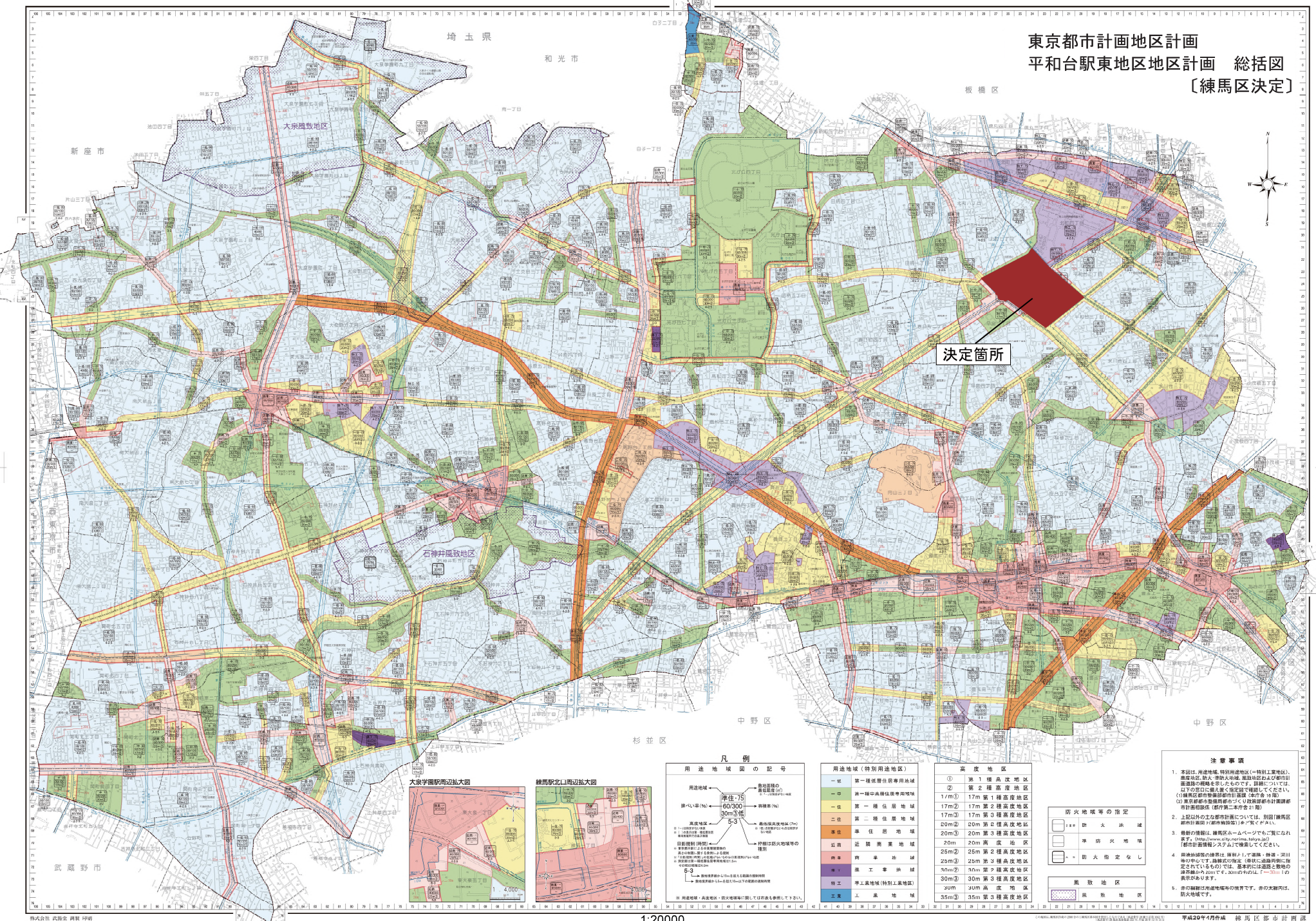
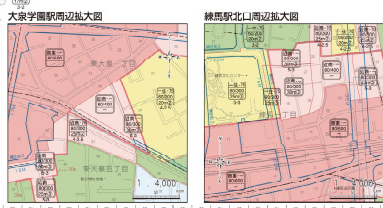


# 東京都市計画地区計画 平和台駅東地区地区計画 総括図 〔練馬区決定〕



決定箇所



凡例

用途地域 (特別用途地区)

一特	第一種低層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
準商	準商業地域
特工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

用途地域 (普通用途地区)

特	特別用途地区 (特別工業地区)
一特	第一種低層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
準商	準商業地域
特工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第1種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
25m①	25m第1種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m①	30m第1種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m④	30m第4種高度地区
35m①	35m第1種高度地区
35m②	35m第2種高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

■	防火地域
■	準防火地域
■	防火指定なし

風致地区

■	風致地区
---	------

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画区域(特別用途地区を除く)を示したものです。詳細については、以下の窓口にも添え紙を添付してご確認ください。  
(1)練馬区都市計画部都市計画課(休庁日除く)  
(2)東京都都市計画部都市計画課(休庁日除く) 練馬区都市計画部都市計画課係(都庁第二本庁舎2階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画(用途地域等)」をご覧ください。  
(<http://www.city.nerima.tokyo.lg.jp/>)  
都庁第二本庁舎2階(都庁第二本庁舎)にて閲覧していただけます。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。  
(<http://www.city.nerima.tokyo.lg.jp/>)
  - 用途地域等の指定は、原則として、道路、河川、河川中干し、隣接の指定(準)状に道路等指定されているものでは、基本的に用途と高度地区の指定が一致して、30mの指定となります。
  - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。

1:20000